

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

URL <http://rokyo.net>

現在の社会保険・雇用保険料率についての確認

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

6月も終わりを迎え、そろそろ夏季賞与を支給する事業所様もあろうかと思っておりますので、現在の社会保険料率について皆様にご確認頂きたく、改めてお知らせ致します。給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡ししている社会保険料一覧表により控除を行って頂きますが、賞与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。



平成21年8月までの間に支給する賞与の保険料(本人負担分)

健康保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × 4.1%

(健康保険組合加入の事業所は異なる場合があります)

介護保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × 0.595%

(40歳以上65歳未満の被保険者)

(※平成21年3月から変更しています)

厚生年金保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × 7.675%

なお、賞与の保険料控除の対象額の上限については、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円が上限となります。

また、厚生年金保険料率については毎年9月に引き上げがありますので、その時は改めてご案内致します。

雇用保険料率について【再掲】

平成21年度(21年4月1日から22年3月31日まで)に限り、雇用保険料率が引き下げられています。

4月以降支給する賞与の雇用保険料引き去りについて改めて確認をお願い致します。

事業の種類		平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から
1	下記2、3以外の事業(一般の事業)	15/1000 (6/1000)	11/1000 (4/1000)
2	農林水産業(一部の事業を除く) 及び清酒製造業	17/1000 (7/1000)	13/1000 (5/1000)
3	建設業	18/1000 (7/1000)	14/1000 (5/1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。